

議 長 日程第1「議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（産業厚生常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。委員長 平野由里子君。

産業厚生常任委員長 皆様おはようございます。令和3年6月4日、松田町議会議長 飯田一殿。産業厚生常任委員会委員長 平野由里子。

産業厚生常任委員会報告書。本委員会は、6月4日に委員6名全員出席のもとに、役場4階大会議室で委員会を開催し、令和3年第2回議会定例会において付託された「議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。観光経済課長及び担当職員出席のもと、やまびこ館について利用状況の確認、類似するコワーキング施設との比較、今後の利活用についてなど慎重に審査しました。

審査の結果、料金設定は適切なものであると判断しました。なお、次の項目について申入れをします。

(1) 休憩利用とコワーキングスペース利用が混在したときの運営の方法を工夫すること。

(2) 利活用を充実させるため、PRは指定管理者任せにせず、町が率先して行うこと。

(3) やまびこ館の建物を良好に維持するため、大きな修繕等は町の責任で行うこと。

以上です。ほかにも委員がおられますので、御不明な点はどうぞ御質問お願いいたします。

議 長 産業厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号松田町やまびこ館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。